



最高裁秘書第1265号

平成29年3月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

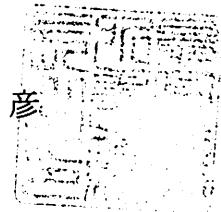
諮問番号 平成28年度（最情）諮問第36号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成 29 年 3 月 22 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 濟問日等

(1) 濟問日

平成 29 年 3 月 22 日

(2) 濟問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、平成 28 年 11 月 11 日以前の B 班週間日程表が、同月 21 日の時点で廃棄済みであるとは考えられない旨主張しているが、当該開示の判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

第 69 期司法修習生の B 班週間日程表

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、「第 69 期 B 班週間日程表（平成 28 年 11 月 11 日付け）」を対象文書として特定した上で、平成 29 年 1 月 18 日付けで開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 週間日程表は、司法研修所で行われる各講義等の日程及びそれに対応して司法修習生が持参すべき資料等を週ごとの一覧表にしたものである。

第69期司法修習の集合修習B班においては、その修習期間である平成28年10月4日から同年11月16日までの日程に係る週間日程表を作成したが、開示の申出があった同月21日の時点で存在していたのは、同年11月14日から同月16日までの日程に係る週間日程表（同月11日付け）だけであり、これ以前の分の週間日程表はすでに廃棄していた。

すなわち、最高裁判所においては、司法行政文書のうち、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないものについては、通達上、司法行政文書の整理を行うことなく、当該文書については、短期保有文書として、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている。そして、週間日程表は講義等の日程等を週ごとに司法修習生に周知するために作成されるものであり、当該週が経過すれば保有しておく必要がなくなるものであるから、平成28年11月13日以前の分の週間日程表についても、当該週が経過した後、その事務処理に必要な期間が過ぎたため廃棄した。

イ なお、従前の期の集合修習B班の週間日程表につき、開示申出があった日より前のものを開示したことがあったが、その際には当該日程表をまだ廃棄していなかったからにすぎない。

ウ よって、原判断は相当である。